

日本家庭科教育学会理事選挙規定

1. 理事 22 名の選出は、全有権者の直接選挙によって行う。選挙権は、正会員・学生会員・海外会員が有する。

ただし、前年度まで継続して会費を納入していない者を除く。

2. 会長 1 名の選出は、選出された理事 22 名を会長候補者とし、所定の投票用紙による選挙によって行う。選挙権は、理事選出の場合と同様とする。

3. 理事の被選挙権は、次の各号のいずれかに該当する者を除いた正会員が有する。

- 1) 連続して 2 期理事に在任した者
- 2) 会長を 2 期経験した者
- 3) 2006 年改正前の会則による会長を 2 期(3 年)経験した者
- 4) 前年度まで継続して会費を納入していない者

4. 理事 22 名のうち、12 名は全国区から、10 名は選挙ブロック区から選出する。

全国区の選出理事は、3. に規定された者を除く正会員を被選挙人とする。

選挙ブロック区の選出理事は、正会員数がほぼ均等に配分されることを基本として分割した 5 つの選挙ブロック区の正会員を被選挙人とする。ただし、選挙ブロック区は、正会員数の変動によって、適宜、見直しを行う。

2005 年 10 月現在の正会員数(約 1,000 名)にもとづいて設定した選挙ブロック区(各ブロック区 200 名前後)は以下の通りである。

第 I ブロック区……北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県

第 II ブロック区……東京都

第 III ブロック区……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県

第 IV ブロック区……岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县

第 V ブロック区……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5. 理事選挙は所定の投票用紙による郵送をもって行い、有権者は全国区から 6 名、5 つの選挙ブロック区から各 1 名の計 5 名、総計 11 名を連記するものとする。

6. 理事選挙における被選挙人の選挙ブロック区は、被選挙人の所属機関の所在地とし、所属機関のない者や非常勤の者は居住地とする。

7. 理事選挙の開票は、全国区と 5 つの選挙ブロック区それぞれで得票数を集計する。

全国区と 5 つの選挙ブロック区から同一の正会員が理事として選出された場合は、全国区での選

出を優先し、選挙ブロック区については次点者を繰り上げる。

8. 小学校・中学校・高等学校などの教員が、理事候補者 22 名のなかに 3 名未満であった場合、理事会が、理事候補者を含めて 3 名を限度として、小学校・中学校・高等学校などの教員から選出して、会長が指名し、候補者本人の承諾を得て、総会において承認する。

9. 理事候補者 22 名のなかに、理事就任期間中に開催される大会の地区会員が含まれていない場合、理事会が、理事候補者を含めて 2 名を限度として当該地区会から選出し、会長が指名し、候補者本人の承諾を得て、総会において承認する。

10. 理事及び会長の選挙は、選挙管理委員会の管理のもとに行なう。

選挙管理委員会は、新理事会発足年の 8 月 1 日までに設置し、任期を 2 年とする。ただし、第 1 期は、2008 年 4 月 1 日から 2009 年 7 月 31 日までとする。

選挙管理委員会は、常任理事 1 名と非理事 4 名の計 5 名で構成する。委員長は常任理事以外の委員の中から互選によって選出し、選挙管理委員及び委員長の氏名は、公表する。

選挙管理委員会は、次の事を行う。

- 1) 選挙の公示
- 2) 選挙実施要領(選挙日程を含む)の作成
- 3) 有権者名簿及び被選挙人名簿の作成
- 4) 選挙の実施
- 5) 開票
- 6) 理事会・総会への結果報告

11. 理事選挙後 1 年以内に理事に欠員が生じた場合は、全国区または当該選挙ブロック区、各々次点者を繰り上げる。

附則 1. 本規定は、施行しながら見直していくこととし、本規定の改正は、理事会及び地区会代表者会議の議を経て行う。

附則 2. 本規定は、2006 年 12 月 9 日、日本家庭科教育学会 2006 年度第 1 回評議員会で制定し、ただちに施行する。「1999.10.23 日本家庭科教育学会平成 11 年度第一回評議員会にて承認」の日本家庭科教育学会選挙関係規定のうち、「1. 会長・副会長選挙 2. 監事・理事・評議員の選挙」の項は、これを廃止する。

附則 3. 本規定は、2007 年 12 月 1 日、日本家庭科教育学会 2007 年度第 1 回地区会代表者会議の議を経て、2008 年 5 月 24 日の 2007 年度第 4 回理事会において改正し、ただちに施行する。

附則 4. 本規定は、2011 年 11 月 12 日、日本家庭科教育学会 2011 年度第 1 回地区会代表者会議の議を経て、2012 年 3 月 24 日の 2011 年度第 3 回理事会において改正し、ただちに施行する。

附則 5. 本規定は、2014 年 6 月 27 日、日本家庭科教育学会 2014 年度第 1 回地区会代表者会議の議を経て、2014 年 6 月 27 日の 2014 年度第 2 回理事会において改正し、ただちに施行する。

附則 6. 本規定は、2023 年 6 月 17 日、日本家庭科教育学会 2023 年度第 1 回地区会代表者会議の議を経て、臨時理事会において改正し、ただちに施行する。